

第122回広島2人デモ

2015年2月20日（金曜日）18:00～19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose
of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら
“YES”と同じです

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしていたければ幸いです。

原発再稼働の法的プロセス 川内原発・高浜原発はいつ再稼働するのか？

気になることがいっぱい…でもやはり原発再稼働問題

安倍晋三氏を首班とする政権が日本に誕生して以来、気になることがいっぱいあります。日本国憲法をできる限り戦前の日本帝国憲法に近づけようという動き、「アベノミクス」と称する社会の富の再分配政策（もちろん、富める層への配分率を高くする政策です）、力の衰えたアメリカの軍事力の補完としての集団的自衛権の行使容認…。（解釈改憲などという言葉がまかり通っていますが、これを憲法違反と明確に認識する必要があります）

例えば、2015年2月17日、日本共産党の志位和夫委員長が行った代表質問、「**米国が違法な先制攻撃を行った場合でも、“新3要件”を満たしていると判断すれば集団的自衛権を発動するのでしょうか。そうであるなら集団的自衛でなく集団的侵略そのものではありませんか。**明確な答弁を求めます。」（「しんぶん赤旗」電子版「志位委員長の代表質問 衆院本会議」－2015年2月18日付）と質問したのに対して、安倍氏は、アメリカの先制攻撃の場合は、集団的自衛権行使は憲法上行えない、と明確な回答をせず、「新3要件の範囲で判断していく」と従来の回答を繰り返すのみでした。**日本がアメリカの軍事的侵略行為に、集団的自衛権と称して、軍事的に荷担する可能性を明確に否定しなかったのです。**

気になることがいっぱいあります。「原発・被曝問題」だけに限定しても気になることがいっぱいあります。

ますます悪化する東電福島

第一原発敷地内の様子（もし震度6以上の地震が襲った場合、東電のいうように半壊状態の原子炉建屋はもつのでしょうか？現在原子炉内の燃料溶融物はほぼ剥き出し状態です。穴のあいた格納容器、それを支える原子炉建屋で辛うじて小康状態を保っている、というのが正確な描写でしょう）、福島事故からそろそろ4年、日本の人口動態統計にも影響の出始めている死亡率（フクシマ放射能は、日本の場合、放射線弱者である超高齢者から猛威をふるいはじめています）、ほぼ野放し状態、規制があつてなきがごとの放射能汚染食品（政府関係諸省庁は、“基準値内の食品ならいくら食べても安全”と非科学的な宣伝を行っています。基準値ではなく、実効性の伴った上限規制値とし、放射線弱者に照準を合わせた規制とすべきです）、本来戻ってはならない福島の高濃度放射能汚染地区に帰還を促そうとする被曝強制政策…。

これ以上環境に人工放射能を 負荷すべきではない

しかし、このチラシではやはり原発再稼働問題に取り組む他はありません。私が原発を再稼働させてはならない、と考える理由はもちろん、次に福島原発事故並みの苛酷事故が起これば、日本という国土に人が住めなくなるからでもあります。それ以前に、**フクシマ放射能（事故の放射能で汚染されているのはなにも福島県ばかりではありません）**ですでに汚染されている日本の国土に、これ以上危険な人工放射能を負荷すべきではない、と考えるからです。

原発は、運転稼働するだけで膨大な放射性物質を環境にまき散らします。表1は原子力施設運転管理年報、すなわち原発推進勢力が作成した資料に掲載されている各原発から放出されるトリチウムの放出量です。表で2012年度は2012年4月から2013年3月の1年間を意味します。この期間、一時期だけですが、稼働していたのは、関西電力大飯原発3・4号機だけです。毎年100テラ（兆）Bqも放出していた九州電力の玄海原発は、稼働をやめるだけで、一挙に2テラBq（**それでも大きな放出量ですが**）、同じく川内原発は前年の37テラから1テラに、四国電力の伊方原発は53テラから18テラに、高浜原発は38テラから6.8テラに、大飯原発は56テラから22テラに、北海道電力泊原発は38テラから8.7テラに、それぞれ確実に減少しています。（**老朽化の進んだ関電美浜原発だけは稼働をやめても逆に43テラに増えています**）稼働をやめるだけでこれだけ環境に対する放射能の負荷は減るのです。原発から放出される放射性物質が、トリチウムだけということはありません。実に多様な放射線核種が、実は排出されているのです。特に希ガスの形で放出されるクリプトン85や放射性キセノンの量は膨大です。こうした放射性物質は、確実に私たちの健康を蝕み、寿命を縮め、生活の質を劣化させていきます。廃炉にしないまでも、稼働（**電力生産をすること**）させないだけで、これだけ減らすことができる、原発を再稼働させるべきでない、特にフクシマ放射能が減衰していない現在の時点で、あらたな人工放射能を私たちの社会にこれ以上負荷すべきではない、これが、私が、再稼働に反対する理由です。

表1 日本の発電用原子炉トリチウム放出量
(2002年～2012年度)

会計年度での表示：2012年度は2012年4月から2013年3月まで。
単位は特に断らない限りはテラ（兆）ベクレル（Bq）

※汚染水（トリチウム水-HTO）として放出として放出しているトリチウムのみ。水蒸気ガス排出は含まない。蒸気形のトリチウム水も排出されているはずだが、それは計測されていないか、あるいは計測されていても公表されていない。

PBR=加圧水型軽水炉 BWR=沸騰水型軽水炉

核施設名	運営組織	炉型	液体放出量単位：テラ（兆）Bq			
			9年	10年	11年	12年
泊原発	北海道電力	PWR	30	33	38	8.7
女川原発	東北電力	BWR	660億	220億	84億	170億
東通原発	東北電力	BWR	2300億	300億	1600億	450億
福島第二原発	東京電力	BWR	0.98	1.60	2.30	0.80
柏崎刈羽原発	東京電力	BWR	0.54	0.66	0.46	0.26
浜岡原発	中部電力	BWR	0.64	0.64	0.46	0.30
志賀原発	北陸電力	BWR	0.89	0.28	0.21	0.01
美浜原発	関西電力	PWR	23	13	22	43
高浜原発	関西電力	PWR	43	65	38	6.8
大飯原発	関西電力	PWR	81	56	56	22
島根原発	中国電力	BWR	0.22	0.23	0.34	0.13
伊方原発	四国電力	PWR	57	51	53	18
玄海原発	九州電力	PWR	81	100	56	2
川内原発	九州電力	PWR	50	30	37	1

注1：東北電力東通原発は2005年12月商業運転開始。

注2：なお水蒸気ガスでの排出は、2011年度1年間で「ふげん」が720億Bq、「もんじゅ」が3億2000万Bqだった。その他の施設は公表されていない。

注3：中部電力・浜岡原発1・2号機は廃炉中。

注4：100万=10⁶ 100億=10¹⁰ 1兆（テラ）=10¹²

【参照資料】『原子力施設運転管理年報』（平成24年度版 2011年4月～2012年3月までの実績）のPDF版p608掲載「参考資料4. 放射性液体廃棄物中のトリチウム年度別放出量」及び平成25年度版p404掲載「参考資料4. 放射性液体廃棄物中のトリチウム年度別放出量」

原発再稼動には法的要件が最低限2つある

これまでのおさらいとはなりますが、原発再稼動には法的要件が最低限 2 つあることをみておきましょう。このことが国民全体に認識共有されていないために、混乱が起きています。また政府・経産省・電力会社、そしてそのお先棒を担っている大手マスコミは、現行法体系上「原発再稼動には法的要件が 2 つあること」を国民に気づかせたくないようにも見えます。

法的要件① 原子力規制基準に適合すること。

原子炉等規制法で、原発（再）稼動には原子力規制委員会の定めた規制基準に適合すること、とはっきり謳ってありますので、これは議論の余地のないところでしょう。ところがここでも大混乱がおきています。図 1 は現行原子力規制基準が施行された時に、原子力規制委員会が公表した一般国民向け概要説明の 22 頁目を抜粋したチャートです。チャートにもあるように、規制基準に適合するためには、3 つの要件を満たさなくてはなりません。以下が 3 要件です。

- ① 原子炉設置変更許可
- ② 工事計画認可
- ③ 保安規定認可

本来申請審査のあり方は、①原子炉設置変更許可→②工事計画認可→③保安規定認可の順で進んでいかななくてはなりません。（図 1 の【通常の進め方】を参照のこと）ところが、規制委は、規制基準を施行しておいて、いきなり例外的進め方で審査を進める、としました。恐らくは、原発推進行政機関である原子力規制委員会は、原発の再稼動を早く実現したいためにいきなり「例外的進め方」を採用したものだと思います。申請だけは、①原子炉設置変更許可、②工事計画認可、③保安規定認可を同時にしてもよろしい、としたのです。（図 1 の【今回の進め方】を参照のこと）申請は同時にできるとしても、審査を同時に進めることはできません。というのは、①原子炉設置変更許可では、（1）事業者が原発運営をするに足る財務体質を持っているか、（2）原発を運転稼働させるだけの人的資源や技術力を有しているか、（3）原子力重大事故（**苛酷事故**）に対応する設備や装置が規制委員会規制規則に合致しているかどうかを審査します。つまり、そもそも原発を運転している企業なのか、その財政・技術体質をもっているかどうか、また申請当該原発は、規制基準に適合した重大事故対策を十分に施しているかどうか、を審査するので、①原子炉設置変更許可審査がすべての基礎であり、出発点になります。②工事計画、では①に示した設備や装置が、設置工事で正しく施行されるかどうか、口先ばかり、絵に描いた餅にならないかを審査します。③保安規定では、装置や設備、あるいは設置工事はしっかりできているけれども、運営するのは人間ですから、それら運営ソフトウェアや訓練などはしっかりできているかどうかを審査します。ですから、申請は同時にできるとしても、審査まで同時に進めることはできません。①、②、③がそれぞれその順番で審査の前提条件になっているからです。ですから審査は【通常の進め方】の順番で進んでいます。

九州電力川内原発は、原子炉設置変更許可を 2014 年 9 月に取得しましたが、現在は 3 頁表 2 にあるように、工事計画認可の審査中です。また 2015 年 2 月に原子炉設置変更許可を取得した高浜原発は、関西電力が工事計画・保安規定の補正申請書を提出しておらず、いつ頃工事計画審査や保安規制審査に入れるのかわからない状況です。

表 2 にあるように、その後使用前検査に合格終了して、はじめて規制基準適合（合格）となります。

一刻も早く再稼動のムードを作りたい人たち

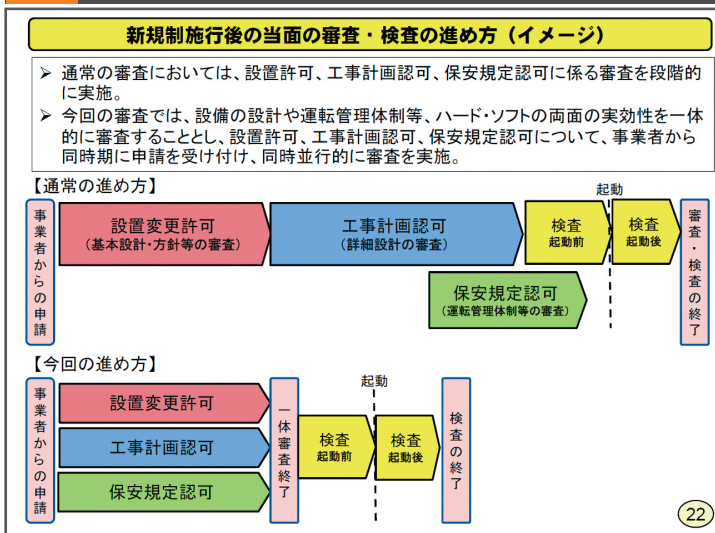
大混乱というのは、①原子炉設置変更許可を取得しただけで、「規制基準合格」、と世の中に宣伝する人たちがいることです。この人たちは、原子炉設置変更許可を取得した時点で「基準適合」「検査合格」とみなしているかのようです。もちろん①原子炉設置変更許可は、すべての大前提で、もっとも重要な許可ではありますが、これを取得しただけで、「審査合格」ということはできません。

それではこの“人たち”とはどんな人たちかという政府・経産省、電力会社など原発をどうしても再稼動させたい勢力の人たちです。たとえば安倍晋三首相官邸の Web サイトには、「川内原発について、本日、原子力規制委員会によって新規規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可をすることが決定をされました」（首相官邸 Web サイト『川内原発の原子炉設置変更許可について』2014 年 9 月 10 日）確かに、「原子炉設置変更許可」取得は、新規規制基準に適合しないと不可能ですが、これは言わずもがなで、上記のように書くともたかも川内原発が、「新規規制基準」に適合したかのような錯覚を持たせます。またこの文章の狙いもそこにあるのでしょう。

朝日・読売・毎日・産経・日本経済新聞、あるいは共同通信、NHK や TBS など日本の主要マスコミの報道ぶりに至っては、「川内原発合格」、あるいは「事実上の合格」などと一斉に報道しました。これでは多くの国民は、原子炉設置変更許可が出ただけで「審査合格」と思いこんでしまうのはやむを得ないと思います。（**大手マスコミの、政府・経産省・電力会社のための「大本営発表」体質は何とかならないでしょうか？同じ大本営発表なら原子力規制委員会“大本営発表”にすれば、実害は軽減されるのに、と思います**）

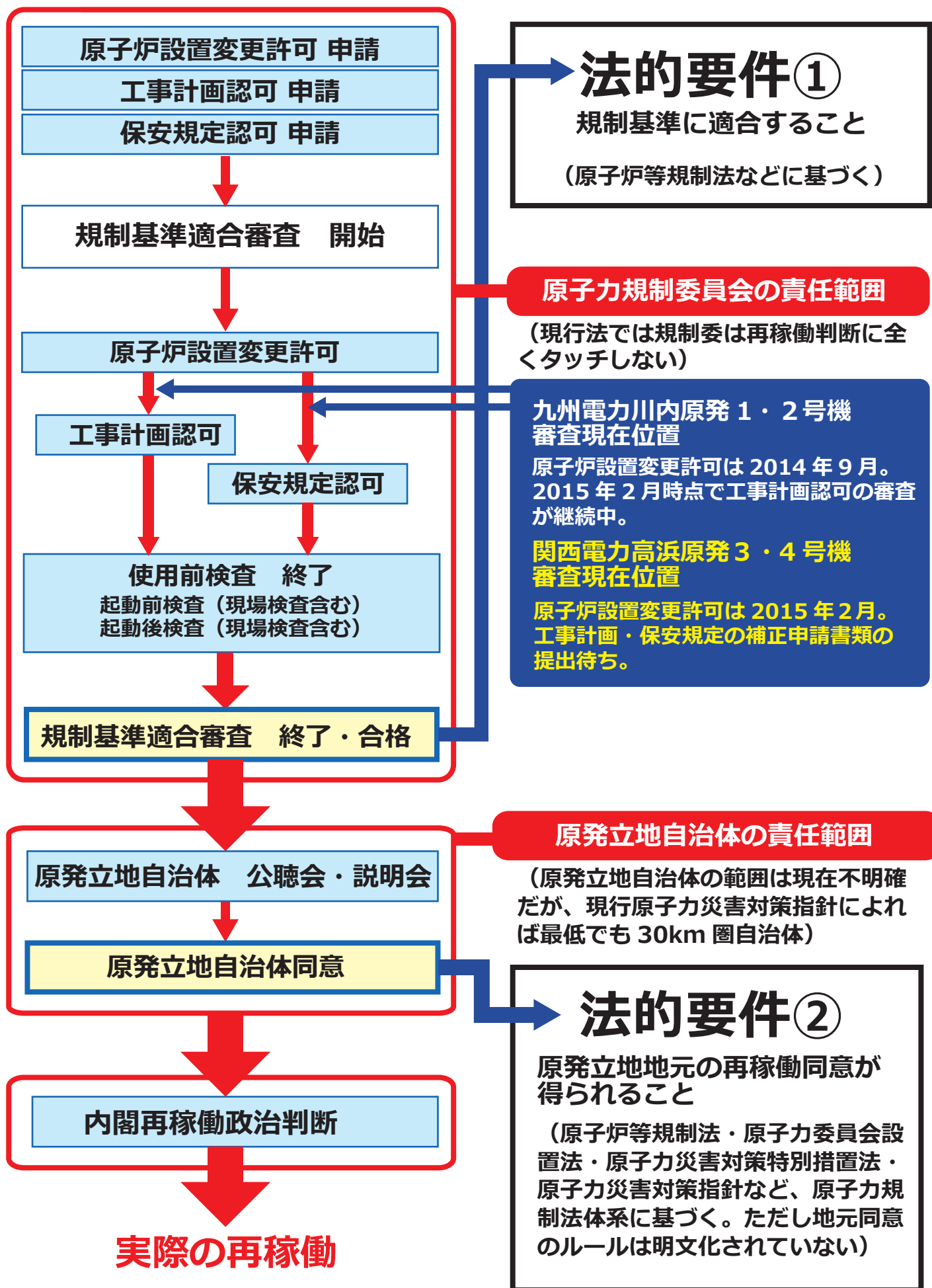
実際には②工事計画認可にしても③保安規定認可にしても、原子炉等規制法に明記された、重要審査事項ですから、そう簡単にはことは運びません。①原子炉設置変更許可だけでは、規制基準適合（審査合格）ではないのです。

図 1 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について 概要 22 頁



【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－」
2013 年 7 月
https://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/seihyou_kondan/data/25/0002_07.pdf

表 2 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



原発立地自治体の同意は法的要件

再稼働のもう一つの法的要件は、

法的要件② 原発立地自治体の再稼働同意

こちらは、法的要件①ほど簡単な議論ではありません。現実には、経産省・電力会社、そして経産省・電力会社の大本営発表機関になっている主要マスコミは、「地元同意は再稼働の法的要件ではない」という見方をとっています。どうして、この見方が存在するのでしょうか？

一つには、現在の原子力規制法体系の不備にあります。再稼働のプロセスに関して明記した法令がないのです。従って「再稼働に原発立地自治体の同意が必要」と明記した文言はどこにもありません。「地元同意は再稼働の法的要件ではない」という見方をとる人たちは、再稼働にあたっては①「規制基準に適合」すればよい、再稼働は是非か政治的議論は、法的に必要な、という立場をとります。日本の国民の圧倒的多数が原発再稼働に反対あるいは疑念をもっている現状では、随分再稼働のハードルは低くなります。

しかし国民感情からすればこの議論は全く納得いかない議論です。福島原発事故をみてもわかるように、原発がいったん苛酷事故をおこせば、避難しなければならないばかりか、多くの人たちの生命・健康、生活・財産にダイレクトに影響があります。しかも福島原発事故前、すなわち「原発安全神話」時代と様変わりし、現在の原子力規制行政は、原発は苛酷事故を起こす可能性があることを前提にするようになりました。現実には現在の原子力規制行政も原発苛酷事故をいかに最小化するかを中心に規制基準が作られています。その規制基準に適合した原発も、田中俊一規制委員長自身が、再三再四「規制基準に適合しているからといって安全だとは申し上げられない」と明言するように原発に絶対安全はありません。どこの原発であろうが、可能性として、福島原発事故並の、あるいは放射能放出量においてそれ以上の苛酷事故を起こす可能性をもっているのです。その原発の地元自治体が、再稼働にあたって「同意」が必要ではない、とは納得いかない話です。

知る限り、この問題に最初に、国会の場で斬り込んだのは、民主党衆議院議員で、福島事故当時の首相、今は反原発の闘士となった観のある菅直人氏です。2014年11月6日、衆議院原子力問題調査特別委員会の席上でした。当日動画テキスト起こしから引用します。（以下は「まぼろしの115回広島2人デモ」チラシ5頁「菅直人議員質疑抜粋」2014年11月14日）

菅直人議員と田中規制委員長の 国会でのやりとり

「菅直人：炉規制法です、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は、合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか、それともいわゆる新規制基準に基づく判断は、規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法というのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか。

（田中俊一）委員長の見解をうかがいます。

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が5段階あると。で、いわゆる5つ目が住民の防災避難計画でございます。その4段階までは私共がやります。それで5段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがきちっとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識しております。結局、事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずであると。お答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（避難計画など防災対策を）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は4層まで、4段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもきちんとか何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（法律上の）体系だと。5層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OKだとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？

菅直人：そこがきちんとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法のほう（すなわち規制基準適合）はあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？

田中俊一：その通りだと思います」

30km 圏自治体同意が法的要件の根拠

このやりとりの中身を、5頁表3を使って再確認しておきましょう。現在の規制基準は、「5層の多重防護」を基本的考え方と手法にしています。5層の多重防護が破れれば、現在の規制基準も破綻するという関係にあります。5層の多重防護の5層目の防護手段は実は「広域避難」です。（表3「5層の多重防護を採用」を参照のこと）（「避難」が放射能からの防護手段だということに恐れ入った話で、規制委の防護思想には有り難くて涙がこぼれそうになります）

ですから、「広域避難」という防護手段は、規制基準の考え方ががちり組み込まれているわけです。また法令上の要求事項でもあります。「広域避難計画」は現在原発半径30km圏自治体とその策定・実施に責任を負っています。これも法的定めです。それでは、すべての防護手段が破れ、最終最後の防護手段である「広域避難」しか手段がなくなった場合の、自治体が定めた広域避難計画の実効性は一体誰が審査するのでしょうか？

今の法体系では誰も審査権限を持っていないのです。規制委は広域避難計画を審査しません。それでは「広域避難計画」の実効性は誰が判断するのでしょうか？それは自治体が自分で判断するしかありません。その時、自治体が「自らの避難計画は実効性がない」と判断したらどうなるか？（表3「B」のケース）この時は、法令上第5層は破綻したことになり、規制基準の基本が崩壊することになります。これを防ぐには、当該原発の再稼働を認めない、認められないとするのが法的定め、ということになります。つまり、30km圏自治体が当該原発の再稼働に同意しなければ、当該原発の再稼働はできないことが、法的要件となる、という理解となります。もともと30km圏自治体のいずれかが再稼働反対、と意思表示すれば、避難計画の実効性以前の話として、当該原発は再稼働できない、ことになります。

表3

再稼働地元同意の法的仕組み



さて以上のような予備知識を基に、伊藤鹿児島県知事の「川内原発再稼働同意表明」(2014年11月7日)を検証しておきましょう。2014年11月7日といえば、川内原発に原子炉設置変更許可が出されて約2ヶ月後です。表3を見ておわかりのように、この時点では「川内原発規制基準適合」(合格)はなされていません。同意表明をしようにも、まだ規制基準適合の実体はなかったのです。また7頁表5をみておわかりのように、伊藤氏自身は「新規規制基準に適合するとして原子炉設置の変更許可が出された」(第二)と述べ、前述首相官邸webサイトの記述と同じ言い方をし、ただしこちらの方は、はっきりこれで審査合格と認識しています。しかし実体はまだ合格していません。この1点を見ても、規制基準適合の実体のない川内原発再稼働への、伊藤知事の同意表明は無効だということになります。

つまり伊藤氏は、川内原発再稼働の法定要件①を満たさないまま、同意表明をしているのです。

法的要件②については、伊藤氏は経産省・電力会社の解釈同様、地元同意は法的要件ではない、と最初から無視する立場ですからまったくふれていません。わずかに、表5の「第四」で「薩摩川内市の岩切市長から再稼動に同意する」という意思表示があった、とする程度です。それにしても、それではなぜ説明会を開催した5箇所(5回) **(薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、さつま町)**の住民を「直接関係住民」と呼んでいるのか疑問が残ります。**(表5「第六」参照のこと)**それは広域避難を義務づけられている住民だから、「直接関係住民」と呼んでいるのであって、これは「原発自治体住民」であることを伊藤氏自身が認めたものに他なりません。

また説明会でもいったい何を説明したのか不可解です。もう一度表 3 をみて下さい。「説明会」なり「公聴会」は法的要件②の「原発立地自治体」の同意と理解を取りつけるための重要なステップと位置づけられます。ですから、そのタイミングは、表 3 にあるように、法的要件①が満たされた後になされなくてはなりません。でなければ説明する実体がないことになります。ところが実際には説明会は、知事「同意表明」の前、10 月 9 日から 10 月 15 日の間に断続的に行われています。

一体なにを説明したのでしょうか？こうなると「説明会」も無効ということになります。

The flowchart illustrates the process for restarting nuclear power generation, divided into two main responsibility areas: the Nuclear Regulation Commission (NRC) and the Local Government (Municipality).

原子力規制委員会の責任範囲 (Nuclear Regulation Commission's Responsibility Range):

- 原子炉設置変更許可 申請 (Application for License to Modify Reactor Installation)
- 工事計画認可 申請 (Application for Construction Plan Approval)
- 保安規定認可 申請 (Application for Security Regulation Approval)
- 規制基準適合審査 開始 (Start of Review for Compliance with Regulatory Standards)
- 原子炉設置変更許可 (License to Modify Reactor Installation)
- 工事計画認可 (Construction Plan Approval)
- 保安規定認可 (Security Regulation Approval)
- 使用前検査 終了 (End of Pre-use Inspection)
- 起動前検査 (現場検査含む) (Pre-startup inspection (including on-site inspection))
- 起動後検査 (現場検査含む) (Post-startup inspection (including on-site inspection))
- 規制基準適合審査 終了・合格 (End of Review for Compliance with Regulatory Standards - Pass)

法的要件① (Legal Requirement ①): 規制基準適合審査 終了・合格 (End of Review for Compliance with Regulatory Standards - Pass)

原発立地自治体の責任範囲 (Local Government's Responsibility Range):

- 原発立地自治体 公聴会・説明会 (Public Hearing/Explanation Meeting by the Local Government)
- 原発立地自治体同意 (Consent by the Local Government)

法的要件② (Legal Requirement ②): 原発立地自治体同意 (Consent by the Local Government)

最終判断と再稼働:

- 内閣再稼働政治判断 (Cabinet's Political Judgment on Restarting)
- 実際の再稼働 (Actual Restarting)

九州電力川内原発 1・2号機 審査現在位置 (Current Status of Review for Kashiwa 1 and 2 Units):

2015年2月時点で工事計画認可の審査が継続中。
原子炉設置変更許可は2014年9月、ここで鹿児島県は説明会開催。
説明会后、同意表明。同意表明したのは鹿児島県と薩摩川内市のみ。
これでは九州電力は再稼働できない。
原子力事業者地域防災計画を満たさない

【参照資料】 ※赤字は当方による強調
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F20002003004.html>

このままでは九州電力も再稼働の要件を満たさない

実際川内原発 30km 圏の 9 自治体のうち、始良市議会は「再稼働反対、廃炉を求める決議」(2014 年 7 月 11 日)を出していますし、いちき串木野市議会は「実効性のある避難計画の確立を求める意見書」(2014 年 6 月 26 日)を決議していますし、日置市議会は「UPZ 自治体 (30km 圏) の同意がなければ再稼働に同意しないこと」を鹿児島県知事に求める意見書決議 (2015 年 9 月 30 日)を出しています。伊藤鹿児島県知事の問答無用の原発推進姿勢は別として、このままでは、仮に川内原発が規制基準に合格しても、九州電力は川内原発再稼働ができないこととなります。というのは電力会社には、4 頁表 4 の「原子力災害特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画」作成が義務づけられているからです。この計画では原子力緊急事態では、少なくとも 30km 圏自治体住民避難に際しては最大限の支援が義務づけられ (九、十一、十二、十三及び十四)、そのためには、30km 圏自治体が、再稼働に理解と同意を示していることが前提になるからです。

このいきさつは、国会で菅直人氏と東京電力姉川尚史氏とのやりとりである程度明らかになっています。引用します。

「姉川尚史：…法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております

菅直人：今のお話ですと、(30km 圏) 自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例えば駄目だと言おうとも、それでやれるんだと言う法律はないということですよ。そうすると、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、それは事業者がやることになります。その時今のような、問題が曖昧のままでやる事ができるんですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか

菅直人：…ということは先ほどのと重ねて言うと、30km 圏自体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない。そういう理解でいいんですね？

姉川尚史：はい、えー。…地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではないと。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。

菅直人：大変重要な回答を事業者からいただきました。何故こういう事を言うかということ、一部にですね、規制委員長もよくわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？という、いやそれはちょっと、国会では言えませんかと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がきちんと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということとを

表 5 鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏 2014 年 11 月 7 日記者会見発言 抜粋 同意に至った 7 つの理由

川内原発 1・2 号機の再稼働について後で述べます諸般の状況を総合的に勘案をいたしまして、川内原発 1・2 号機の再稼働については『やむを得ない』と判断をいたしまして、まず九州電力株式会社に対しましては安全協定に基づく事前協議に了承する旨の文書を発出いたします。

また国に対しましては 9 月 12 日付けの経済産業大臣からの要請文書にお答えする形で原発再稼働を進める政府の方針を理解する旨を経済産業大臣にお伝えしたいと思います。(略)

このたびの県議会臨時会におきまして、丁寧な御審議の上、県議会の御意向が示されましたので、この一連の過程がほぼ整いました。本日、従いまして本日、今述べたような判断をいたしました。

以下、判断に至った経緯等についてご説明をいたします。

○第一に政府の方針についてであります。当時の小渕優子経済産業大臣から私宛に平成 26 年 9 月 12 日付けの文書で、今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針について理解を求める文章を頂き、その中でまず、エネルギー政策上の原子力発電所の必要性、2 番目といたしまして、川内原子力発電所の再稼働の前提となる安全性の確保が確認されたこと、3 番目といたしまして、万が一、事故が発生した場合には、**国が責任を持って対処することについて、政府の考えが明確に示されたところでありました。**(略)

○第二に安全性の確保についてであります。川内原子力発電所につきましては、原子力規制委員会において 1 年以上の期間をかけて新規規制基準に基づく厳格な審査が行われ、去る 9 月 12 日に審査書が決定をし、**新規規制基準に適合するとして原子炉設置の変更許可が出されたところでありました。**

また、**田中委員長は国会で世界最高水準の安全性は担保されたと発言されており、私としては原子力規制委員会により安全性が確保されることが、確認されたと考えております。**

○第三に県議会の意向についてであります。先ほど申し上げましたように**本日の県議会の臨時会におきまして、再稼働を求める陳情、川内原発 1・2 号機の再稼働を 1 日も早く求める陳情が採択されたところでありまして、川内原発再稼働についての県議会の御意向が示されたところでありました。**

○第四に立地自治体の意向についてであります。立地自治体であります薩摩川内市の市議会におきまして、去る 10 月の 28 日に、再稼働を求める陳情が採択されますとともに、**岩切市長から川内原子力発電所の再稼働を進めるとされた政府の方針につきまして、立地自治体として理解することと判断する旨の意向が示されたところでありました。**

○第五に避難計画の整備についてであります。関係九州におきまして避難計画の作成は終了し、避難支援計画の作成も進みつつあります。医療機関、社会福祉施設につきましては、原発から 10km 圏内の避難計画につきましては終了いたしました。10km 圏外につきましては原子力防災、避難施設等調整システムを整備をいたしまして医療機関等の避難先の整備にも活用することとするなど地域防災の整備が進められているところでありました。

○第六に最も重要な住民の理解についてであります。今回、避難計画の説明会を計 25 回実施いたしますとともに、新規規制基準の適合性の審査結果につきましては、**原子力規制庁の職員から計 5 回、直接関係住民にご説明するなど、類似の説明会を開催したところでありました。**

○第七に、我が国のエネルギー政策に占める原発の必要性についてであります。国は平成 26 年 4 月 11 日にエネルギー基本計画を閣議決定いたしました。**原子力発電所につきましてはその安全性の確保を大前提に、我が国にとって低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であるとの政府の考えが示されております。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画 (全録) <<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>>

言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思います」

複雑に入り組み、わかりにくい原子力規制法体系ですが、30km 圏自治体同意がなければ、原子力事業者も再稼働できない仕組みとなっていることがわかりだと思えます。

川内原発規制基準適合性審査は今どうなっている？

九州電力川内原発は確かに原子炉設置変更許可を取得しましたが適合性審査にはまだ合格していない、従って伊藤鹿児島県知事の「同意表明」も無効、と言う点はみてきましたが、肝心の審査状況はどうなのでしょう？

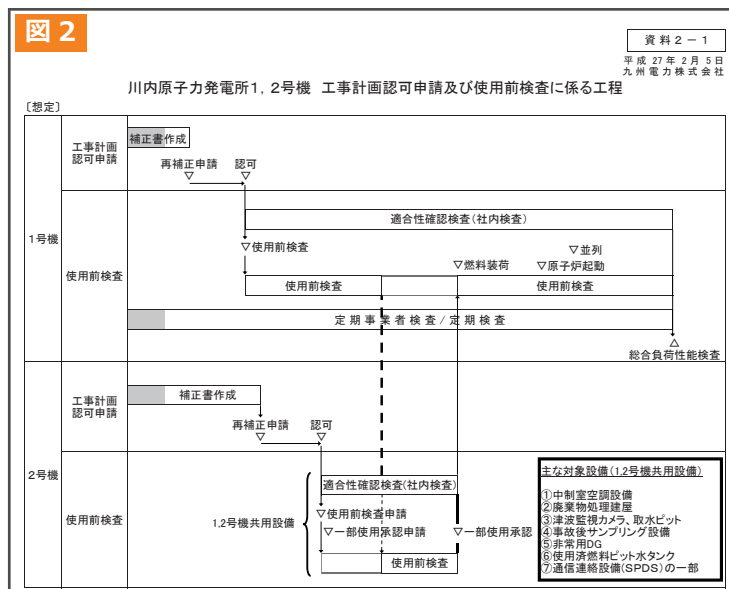
表 6 が直近の審査会合（2015 年 2 月 5 日）でのやりとりです。2014 年 9 月 10 日に原子炉設置変更許可を取得した後、九州電力は、1 号機の「工事計画補正申請書」少なくとも 2 回出しています。そして 10 月 21 日の審査会合で、はじめて本格的な審査に入りました。規制側の問題指摘がおおよそ合意されたのが、2015 年 1 月。問題指摘を受けて、1 号機の「工事計画」を提出しなければならない、というのが現時点です。この会合で原子力規制庁の浦野審議官は、九州電力側に質問を 3 つ出しています。「1 号機の工事計画補正申請はいつになるのか？あわせて 2 号機の工事計画補正申請はいつになるのか？保安規定の補正申請はいつになるのか？」の 3 つです。

この質問に対して九州電力は「1 号機工事計画については 2 月の最終週、2 号機の工事計画については 3 月いっぱい。保安規定についても 2 号機申請と時期を合わせたい（すなわち 3 月いっぱい）」しかし九州電力側は自信なさそうです。というのは、図 2 が九州電力側が提出した工程表ですが、この工程表を見ると、肝心の日程が入っていません。工程表ではなく、作業段取り表です。仮に 3 月いっぱい「保安規定補正申請」を提出できたとしても、それから本格的審査ですから、まだまだ時間がかかるということです。伊藤鹿児島県知事がいかに無責任ででたらめな同意表明をしたか、おわかりになると思います。

なぜこれほど時間がかかるのか？朝日新聞などは「書類提出の遅れ」などと説明していますが、実際にはそうではありません。電力会社が規制基準の成り立ちを理解せずに、原子力安全神話時代そのままの規制当局をなめきった姿勢で臨んでいるのが大きな原因です。浦野調整官は次のように念押しをします。

「(規制委の指摘に対して) 九州電力から我々の指摘を踏まえた提示を見せていただいたところ。…申請書として必要十分な内容、技術的根拠、及びその記載の様式や深さについては概ねわかっていただいたと、ということでもよろしいですね？」

それではなぜ九州電力は、理解したくないのか？それは理解するたびに、タクシーのメーターのように、追加投資がカチャッと上がっていくからです。電力会社はこれ以上原発にお金を使いたくないのです。



【参照資料】 <http://www.nsr.go.jp/data/000095015.pdf>

表 6 第 192 回 原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合（平成 27 年 2 月 5 日）要約抜粋
九州電力川内原発の審査進捗について

原子力規制庁 浦野調整官：九州電力（株）川内原子力発電所、工事計画認可については 9 月 30 日、及び 10 月 8 日に、昨年ですが、補正を受理したところでございます、10 月 21 日には審査会合でその概要を聴取したところです。本件は新規規制基準に基づく工事計画認可の初めての本格的な審査であり、これまで審査チーム内の工事計画認可担当者の総力を挙げてヒヤリングにおいて 10 月 21 日の審査会合で示された 11 項目の主な技術的論点等を含め、新規規制要求が強化された事項、新たに申請書に記載することになった事項等を中心、にひとつひとつ設置許可との整合性、技術基準の各条項への適合性、品質管理事項への適合性につき、技術確認を実施してきたところです。昨年 12 月末には当方からの指摘が概ね終了し、これに沿って記載を整理し、再度提示するよう指摘したところであり、九州電力から、我々の指摘を踏まえた提示に対して見せていただいたところです。九州電力においてはこれまでの当方からの指摘を踏まえ、申請書として必要十分な内容、技術的根拠、及びその記載の様式や深さについて、概ねわかっていただいたと、ということでもよろしいですね？

九州電力 中村：12 月末までに工認（工事計画認可のこと）の作業状況でございますけれども、ヒヤリングにおいて指摘いただきました整理すべき内容に対しましては、基準適合性の技術的根拠で申請書への記載内容について、年明けからご説明しておりますが、現在強度や耐震に関する説明書の一部について、文書校正や記載内容等、ご指導を受けながら最後の詰めを行っている段階でございます。これにつきましては横並びや全体構成についても考慮しながら鋭意作業を実施しているところでございますけれども、もうしばらく時間が必要というふうに思っております。

原子力規制庁 浦野調整官：3 点お伺いしたいと思います。1 点目、今準備中ということでございますけれども 1 号機の工事計画認可申請の補正の提出期の見込みはどうでしょうか？2 点目、2 号機の工事計画認可申請の補正の提出期の見込みはどうでしょうか？1 号機の運転に必要な設備の一部が、1・2 号機共用設備として 2 号機の工事計画認可申請に含まれているということ。この 2 号機の工事計画認可申請をしないと共用設備の使用前検査は受けられないということにもなります。また 2 号機の工事計画認可の申請、補正の準備をしつつ、1 号機の使用前検査の両方に対応すると言う体制、その準備はできますでしょうか？こういった点も含めて見込みを教えてください。3 点目は保安規定の変更認可についての補正、この提出時期について見込みを教えてください。

九州電力 中村：1 号の補正申請について、見込みとしては今月の（2015 年 2 月末）最後の週末までは出したいと考えてございます。工程表を見ていただくと（略）…下の方に 2 号の工程を書いてございますけれども、今ご指摘にあったように 2 号設置で 1・2 号共用という設備がございます。右下のところに困っている設備でございます。中央制御室の空調設備、廃棄物処理建屋等ございまして 1 号を運転するためには共用設備ですので運転するまでには必要と、2 号機につきましても 1 号機の申請後、速やかに再補正申請を実施しまして 1 号の燃料装荷前までには適合性確認検査、いわゆる使用前検査、使用前検査を終了いたしましたして一部仕様承認という形で…（略）…運転に向け検査を受けて行きたいと考えています。2 号につきましても早急に、1 号補正申請後に作業を進めまして、だいたい一か月程度を目途に提出したいと考えてございます。（略）保安規定でございまして、保安規定も再補正することで考えてございまして、1・2 号、両方の工事計画認可の内容を反映した形で運用を担保する事項を確認して、必要なものを保安規定に反映するということがございますので、2 号の工事計画認可の補正の申請に合せて、申請したいと考えてございます。

※赤字は当方による強調

【参照資料】 https://www.youtube.com/watch?v=_OliKCxfVw

こうした川内原発再稼働審査の模様をマスコミはどのように伝えたのか、これを今検証してみる価値はありそうです。

そしてリードでは「地元同意の手続きが完了した」と書き飛ばし続けて「川内原発は年明けにも再稼動する見通しだ」と断定しています。これは法的要件②の話になります。朝日新聞をはじめ日本の主要マスコミは、経産省・電力会社の言い分をそのまま受け入れ、地元同意は法的要件ではないとし、その上で「原発立地・地元」とは、直接原発が建っている自治体（**この場合は薩摩川内市**）とそれを包摂する道・県（**この場合は鹿児島県**）のみが立地自治体、と福島原発事故前の立地自治体概念を固守します。

朝日新聞は「9 月上旬に、新基準を満たすとした審査書をまと
めてから 2 カ月足らずで、再稼動に向けた地元同意の手続きが終
わった」とまで書き、「伊藤知事が同意の範囲を自身（**鹿児島県
こた**）のほか立地自治体の薩摩川内市長と市議会、県議会に絞っ
たことで 2 カ月足らずのスピード同意となった」とまで書いて、
完全に伊藤鹿児島県知事ペースの記事作りになっています。また
ご丁寧に、左側には電力会社・鹿児島県知事ペースの「川内原発
再稼動に向けた今後の流れ」なるチャートが添えられており、「？」
マークはうってあるものの、「再稼動は年明け以降」としてあり
ます。そして工事計画、保安規定の審査は続くが、規制委による
認可までには 1 ～ 2 カ月かかると見られる、と書いています。

この朝日新聞の記事通りなら、2015 年 3 月も間近い今現在、晴れて川内原発は再稼動しているはずですが。それが今現在そうっていないのは、この記事が経産省・電力会社の希望的観測に基づいて書かれ、事実を踏まえていないからです。私が旧帝国陸軍張りの「大本営発表記事」と呼ぶゆえんです。第一、原発立地地元自治体の範囲を、一鹿児島県知事が決められるはずありません。

この新聞の嫌らしいところは、本文記事では、経産省・電力会社の「大本営発表記事」を掲載しながら、＜解説＞と称して竹内敬二名で、当たり障りのない、「一見批判記事」を掲載して、朝日新聞の読者の大層を占める「反原発」「脱原発」派の歓心をつなぎ止めようとしている点です。[（「事故後に踏み出す重み」参照のこと）](#)竹内記事は書いています。「私たちは（福島）事故後、政策が大きく変わっていた。しかし現実はいくつかが元に戻ろう

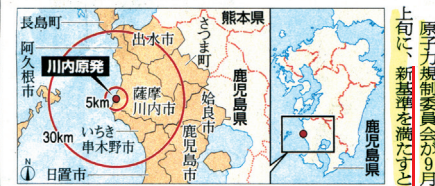
1 14 版▲ 2014年(平成26年)11月8日 土曜日

2面＝次へのモデル
5面＝30⁺。圏自治体調査
12面＝社説
36・37面＝地元・政治家の重荷

鹿児島県の伊藤祐一郎知事は7日、九州電力川内原発（薩摩川内市）2号機の再稼働に同意を考えたうえで、再稼働を表明した。県議会がその日、再稼働を求める陳情を可決して採択したことを受け、判断した。東京電力福島第一原発の事故後にはできた新制基準の主な審査を通った原子炉発で、初めてとなる地元同意の手続きが終了した。川内原発は年明けにも再稼働する見通しだ。

記者会見で山内原発の再稼働に同意する考えを表明する鹿児島県の伊藤忠実

本鹿



川内原発再稼働に向けた今後の流れ

9月10日
審査書決定（許可）

↓
国の手続き

↓
10月24日
九電が認可を要する書類を提出
↓
1〜2カ月？
認可

↓
設備の検査
↓
1〜2カ月？
合格

↓
再稼働 年明け以降？

地元

10月28日
薩摩川内市
長府市議会
が同意

11月7日
鹿児島県知事
と県議会
が同意

委員は近く関西電力、高浜原発
を加速させたい考えた。規制
発の同意手続きを今後の
「ひな型」にて再稼働を
急がせたい。規制

2カ月程度で、再稼働に
向けた地元同意の手続きが
終わった。原発を、重要な
ベースロード電源、と位置
づける安倍政権は、川内原
発の同意手続きを今後の
「ひな型」にて再稼働を
急がせたい。規制

点で同意の理由に挙げた。
地元同意に法的な定めはな
く、国は原発の安全認可
と「計画の市町村には避難
計画づくりを義務づけてい
る。川内原発も立地自治体
以外に8市町が対象だが
伊藤知事が同意の態勢
を自らのほかに立地自治

(福井県高浜町) 3、4号機の審査書案をまとめる。伊藤氏は会見で「諸般の状況を勘案し再稼働はやむを得ない」と述べた。①事故時に国が責任を持つことなどを国が約束②原子力規制委員会の審査で安全性が確認された③立地自治体の津

※赤字は当方による強調

(解説) いっ瞬間を再移し、このことは単に止めていた原発を動かすことには意味が違ふ。日本は、福島事故で「原発が抱える重大事故のリスクを学んだ」というので踏み出すことは、リスクを受け入れ、再び原発路線へ道を重みをもつ。その判断には責任と覚悟が問われる。

川内原発は、その第1例となる。本来なら国民的な議論の対象となるはずが、自治体での議論の成り行きに任された。このままでは2番目、3番目と個別の手続きが氣をとられているうちに、全国の原発が動いている状況に舵が打たれている。日本は船と火力発電に頼つて一度夏と冬を「ほぼ原発なし」で過ごしたが、「原発を必要とするために政府は電力料を下げるためにも原発が必要だというのが」「何基か動かせばどう改善される」といって全体像は十分示されていない。

原子力規制委員会が「100%安全とは言わない」としている意味も真摯に考えるべき。新しい規制基準ができだが、これは「一検」のようなものだ。「車から車を撤したとしても、最新型にはない。」

「日本た」とはいえない。被曝が心配されるような極限状況で誰かが作業にあたるのか、関係係は善住を避けていい。自治体の住民の避難計画通りに花労している。避難がうまくいったとしても土壌汚染されれば故障に戻す。

私たちは事故後、政策が大きく変わらんと思っている。しかし現実、事故が提起した問題をつきめなま、多くが元に戻るといえる。それは、社会が納得する「宿題の答え」ではない。(竹内敬二)

としている」原子力規制行政をはじめ、政策は大きく変わったのです。しかし現政権誕生後、原子力安全神話時代に戻ろうとするバネが大きく働いている、その反動バネに力を貸しているのが、他ならぬ朝日新聞をはじめとする、大手マスコミの“報道”なのです。まさしく、「マスコミ報道では何もわからない」のです。

(どうでもいいようなことですが、少なくとも朝日新聞は、この記事の、最近お得意の、訂正謝罪記事を掲載すべきだと思うのですが…。少々私もむかつ腹がたっていますので。)

関西電力高浜原発は、2015 年 2 月 12 日に原子力規制委員会から、原子炉設置変更許可が出されました。表 7 がその時原子力規制委員会に決定された、「高浜 3 号・4 号発電用原子炉施設に関する審査書」の抜粋です。川内原発の時と同様にあくまで「原子炉設置変更許可」にすぎません。

高浜 3・4 号は、2014 年 12 月 17 日に規制委員会で「原子炉設置変更許可審査書案」がまとめられ、12 月 18 日から 2015 年 1 月 16 日までの 30 日間、川内原発の時と同様「意見募集」（パブコメ）が行われ、そのパブコメ（615 件）の内容整理と規制委での回答作成に約 1 カ月を要し、2015 年 2 月 12 日に前述のごとく、原子炉設置変更許可が正式に出されたのです。

図 4 は、2014 年 12 月 17 日審査書案が出された翌日の毎日新聞朝刊 3 面（分析・解説面）の、「政府原発推進鮮明に」「高浜新基準合格」と題する記事の一部です。この記事は電力会社中心の取材で固められた記事で、原子炉設置変更許可審査書案が出ただけで、「高浜新基準合格」と見出しを入れるのめり込みぶりです。注目を引くのが図 4 の「川内原発と高浜原発の再稼動までの流れ」と題するフローチャートです。このチャートによれば、川内原発は「2 月以降？」に再稼動することになっており、高浜原発はなんと「3 月以降？」に再稼動となる見通しです。特に高浜原発の場合は、2015 年 1 月中に「工事認可などの審査（**工事計画・保安規定の認可審査**）」を終了して（**ということは、正式な原子炉設置変更許可が出る前に、工事計画と保安規定の審査がはじまって**）、2 月から 3 月にかけて「使用前検査」が終了して、「3 月？」以降に再稼動、となっています。では、地元同意手続きはどうするのかというと、これが工事計画審査・保安規定審査・使用前検査と同時並行的に行われて終了する、という現実にはありえないスケジュールがもっともらしく掲載しており、一目見て関西電力の希望的観測をそのまま無批判に掲載したものだわかります。

現実には、高浜原発の「原子炉設置変更許可審査書」が正式に決定されるのは、2015 年 2 月 12 日のことであり、工事計画・保安規定の審査については、3 頁表 2 で示したごとく、現在規制委は、関西電力の補正申請書類提出待ちの、いわば開店休業の状況です。

この毎日新聞の記事は 2014 年 12 月 18 日付けですが、この時点で、こんなスケジュールはあり得ない、という理由がもう一つあります。原発立地県である福井県の西川一誠知事は、「再稼働同意の判断は、原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可が出そろうまで、再稼働同意判断はできない」と再三再四明言しているからです。**(西川氏は、この 3 要件を“3 点セット”と呼んでいるようです。これは当たり前で、3 点セットが揃うまでは規制基準合格ではなく、合格していない原発に、すなわち法的要件を満たしていない原発にそもそも「再稼働同意」などできるはずがありません。合格前の原発に再稼働同意をしてしまった伊藤鹿児島県知事と違って、これは西川氏の、当たり前といえば当たり前ですが、一つの見識でしょう)**とにかく西川知事の考え方からすれば、3 点セットが出るまでは、地元同意の議論ははじまらないのです。ですから、2014 年 12 月 18 日の時点で、毎日新聞の描く**(すなわち関電の超希望的観測)**に基づく「工事計画」「保安規定審査」と地元同意取りつけが同時並行的に進むなどというスケジュールは、そもそも考えられなかったのです。

11 頁図 6 は、高浜原発「3・4 号機原子炉設置変更許可」が出された翌日の毎日新聞朝刊 1 面トップ記事です。2014 年 12 月

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項に基づいて、関西電力株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更)」(平成 25 年 7 月 8 日申請、平成 26 年 10 月 31 日、12 月 1 日及び平成 27 年 1 月 28 日補正)(以下「本申請」という。)の内容が、

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項で準用する第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同条同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同条同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）」

に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）及び第2号の規定のうち経理的基礎に係るものに関する審査結果は、別途取りまとめる。

【資料参照】原子力規制委員会 2月12日（資料1）「関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について（案）」（161p）
<http://www.nsr.go.jp/data/000096146.pdf>



18 日付けの記事では「高浜新基準合格」と見出しを打ち、2015 年 2 月 13 日付けでは「高浜原発 “合格” 決定」と見出しを打っています。読者は「どう違うんかいな？」と戸惑うばかりでしょう。

30km圏自治体同意は果たして取りつけられるか？

それより毎日新聞の読者が大いに戸惑うのは、再稼働の時期です。審査書案が出た時には「2015 年 3 月？」が再稼働時期だったのに、わずか 1 ヶ月後、正式に「原子炉設置変更許可審査書」が決定されたら、「関電 11 月再稼働想定」になぜなってしまうのか？毎日新聞はなんの説明もせずに、ただひたすら関電のことを読者に取り次ぐだけです。**（「大本営発表」もここまで来れば、いい度胸で、それなりに見上げたものです）**

関電に何があったのでしょうか？関電は高浜原発の「再稼働戦略」をわずか 1 カ月の間に大きく変更したのです。なぜでしょうか？「地元同意取り付け」に時間がかかると見たのです。「地元同意取り付け」に法的根拠がない、というのなら、つまり法的要件①だけで、再稼働できるというのなら、再稼働を強行すればいいのですが、それはできません。関電も、法的要件②が「30km 圏自治体同意」であることを知っているからです。もし 30km 圏自治体の意向を無視して、再稼働すれば、それは前述東電姉川常務の指摘する「原子力事業者防災業務計画」**（4 頁表 4 参照のこと）**違反となり、悪くすれば「原子炉等規制法違反」**（第 64 条 4 項の 2「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者」）**で、原子炉設置許可そのものを取り消される恐れもあります。

「30km 圏自治体同意取り付け」を、経産省・電力会社が目論むように、直接立地自治体**（この場合は高浜町）**と立地県**（この場合は福井県）**のみに限定することができれば、いいかえれば「原発安全神話時代」の立地自治体概念で世間が納得すれば、それで大成功です。**（そのために、新聞やマスコミを使って、電力会社は自らと自治体の間の原子力安全協定締結キャンペーンを続けていますが、原子力安全協定そのものは、電力会社と自治体の間の私的な紳士協定であり、なんの法的根拠もありません。また直接立地自治体と立地県のみが原発立地自治体だとするのは、原発安全神話時代以来の慣行で、これにもなんの法的根拠もありません。原発は苛酷事故を起こす可能性があるとする現行原子力規制法体系ができてから、原発立地地元の概念は劇的に変化したのです）**

図 5



しかし高浜原発の場合は、そう簡単に「30km 圏立地自治体」の同意が取り付けられるとは思えません。図 5 をご覧ください。

30km 圏には、福井県ばかりではなく、立地県だけで滋賀県（高島市）が、また京都府は 30km 圏の約半分（伊根町、宮津市、舞鶴市、福知山市、綾部市、京丹波町、南丹市など）がすっぽりはいつています。**（与謝野町は 30km 圏に入っていない。が、高浜原発から与謝野町役場まで 32km しか離れていません）**

特に舞鶴市は 30km 圏どころか、5km 圏に市域が一部かかっています。これらの自治体から全て再稼働同意を取りつけることなどは、全くもって不可能な話です。

この同意取り付けの困難さは、福井県西川知事も十二分に理解していると見えて、2015 年 2 月 12 日高浜原発の原子炉設置変更許可が出された当日、西川知事は「まだ原子力に対する国民の理解はすすんでいない。国は原子力の重要性をしっかりと国民に説明・説得を行うべきだ」とするコメントを発表したそうです。**（たとえば 2 月 13 日付朝日新聞「課題抱え 原発前進」と題する記事中）**

政府・経産省・関西電力・福井県が狙う唯一の方法は、「地元同意」の範囲を、「福井県」と「高浜町」に限定し、この 2 自治体の同意だけで、「地元同意」が済んだとする方法です。それにしても

30km 圏自治体のどこかが、鹿児島県の姶良市のように「再稼働反対、廃炉を求める決議」をしたり、いちき串木野市のように、「実効性のある避難計画が策定できるまで、再稼働しないことを求める意見書」を決議したら、前述のようにこれら無視して、関電が再稼働するのはかなり難しくなります。逆に言えば、これら地方議会が「再稼働反対決議」をしたり、あるいは首長が明確な反対意思表示をすることが、今もっとも必要ということにもなります。

しかし、関電の「高浜原発再稼働戦略」変更にも、もっとも大きな影響を与えているのは、「大飯・高浜原発仮処分福井支援の会」などが福井地裁に申し立てている「大飯・高浜原発運転差止め仮処分命令申し立て訴訟」ではないでしょうか？

もし福井地裁から、大飯原発 3・4 号機、高浜原発 3・4 号機に対して、運転差止めの仮処分命令が出れば、関西電力は再稼働要件①、②の動向に全く関係なく、大飯原発、高浜原発の運転ができなくなります。運転差止めの仮処分命令が出される可能性は大きいのです。

図 6

1 12A版 2015年(平成27年)2月13日(金) 毎日新聞 第47582号

高浜原発「合格」決定

審査書のポイント

- ・基準地震動は最大加速度 700%。
- ・原子炉建屋付近の 4 階層に活動可能性なし
- ・全交流電源喪失に備え、設備を 1 時間以上動かせる蓄電池整備
- ・建屋の水素爆発防止のため、可燃性の水素濃度測定装置など整備
- ・放射性物質試験を抑制するため、格納容器への放水設備など整備
- ・3、4号機は新規制基準に適合している

高浜原発の30km圏と5km圏

関電 11 月再稼働想定

3・4号機 新基準 2 例目

【再稼働に向け 歩前進】再稼働に向け、歩前進することになった。このプランを決定した。今後、設備の詳細な設計を定めた「工事計画」や、安全確保の「ルール」など、安全確保の認可申請に進められよう。に努めるとして、上で立地地帯を定め、住民の理解を得ながら、安全が確保された原発の再稼働に全力で取り組むとしている。

【鳥井平一 浜中慎蔵】

【高浜原発】高浜町にある関西電力の原子力発電所。1、2号機が2011年の東日本大震災前は、3・4号機の運転開始を予定していたが、震災後は、4号機の運転開始が延期された。1、2号機は、2014年に運転開始した。3号機は、2015年に運転開始を予定している。1、2号機は、2014年に運転開始した。3号機は、2015年に運転開始を予定している。

【高浜原発】高浜町にある関西電力の原子力発電所。1、2号機が2011年の東日本大震災前は、3・4号機の運転開始を予定していたが、震災後は、4号機の運転開始が延期された。1、2号機は、2014年に運転開始した。3号機は、2015年に運転開始を予定している。

本日のトピック

- 気になることがいっぱい…でもやはり原発再稼働問題
- 原発再稼働には法的要件が最低限 2 つある
- 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート
- 原発立地自治体の同意は法的要件
- 再稼働地元同意の法的仕組み
- 伊藤鹿児島県知事、川内原発再稼働同意表明は無効
- このままでは九州電力も再稼働の要件を満たさない
- 川内原発規制基準適合性審査は今どうなっている？
- マスコミ報道では何もわからないー大本営発表記事
- 再稼働の見込みが立たない高浜原発
- 30km 圏自治体同意は果たして取りつけられるか？

被曝なき世界へ



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

**現在日本は、福島第一原子力発電所事故による
「原子力緊急事態宣言」下にあります**
(2011年3月11日19:03発令)

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です
一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります

毎回、チラシのテーマ・内容が違います。過去チラシも是非ご参考にしてください

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/